

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第47条の規定に基づく通知について(報告)

➤ 背景

- ◆ 2002年のWSSD(ヨハネスブルグサミット)により、2020年までに化学物質の製造と使用によるヒト健康と環境への悪影響を最小化することを目標に、SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)をとりまとめることとされた。
- ◆ SAICMにおいては、ハイレベル宣言や世界行動計画により、有害性情報等の収集・利用における協力の必要性がうたわれている。

➤ 化審法の改正(平成21年)

化学物質審査規制法(化審法)では、WSSDの目標に向け、省庁間の連携を促進するため、化審法で得られた情報を、他の法律を所管する大臣へ通知・共有する条項(第47条)が新設された。

➤ 改正化審法第47条

厚生労働大臣、経済産業大臣又は環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等に関する知見等を得た場合において、当該化学物質に関する他の法律に基づく措置に資するため、必要に応じ、当該他の法律の施行に関する事務を所掌する大臣に対し、当該知見等の内容を通知するものとする。

➤ 化審法の運用方針

化審法で得られた有害性情報等は、今後広く公表していく方針。また、他の関係法令にとっても重要と考えられる有害性情報については、用途情報等と合わせて他の省庁へ通知を行うことで、化審法の観点にない労働者や消費者へのリスクを最小化すること等にも活用する。

➤ 通知の基準

ヒトに対する発がん性、変異原性、生殖発生毒性のいずれかの有害性が一定程度認められること。化審法に基づいて得られる用途情報から見て他法令で管理・規制の対象となり得ると考えられること。

➤ 通知する情報

化学物質の有害性情報、製造・輸入量、用途等

➤ 今回の通知情報(別紙文書)と安衛法令での対応

4, 4' -ジアミノ-3, 3' -ジクロロジフェニルメタン

特定化学物質障害予防規則で規制

o-トルイジン

平成19年度にリスク評価を実施した結果、リスクは低いとされた。

(法令整備の対象とはならなかったが、労働者へのリスクを未然に防ぐよう指導※)

※ 平成20年3月14日付け基安発第0314002号

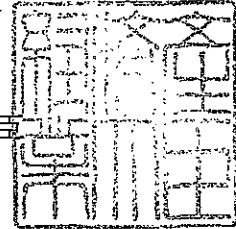
経 済 産 業 省

平成 24・02・02 製第 15 号

平成 2 4 年 2 月 3 日

厚生労働大臣 殿

経済産業大臣



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 7 条の規定に基づき通知について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 1 7 号）第 4 7 条の規定に基づき、下記の 2 物質の性状及び製造・輸入数量等に関する情報を別紙のとおり通知します。

記

4, 4' - ジアミノ - 3, 3' - ジクロロジフェニルメタン（別名 4, 4' - メチレンビス（2 - クロロアニリン））

o - トルイジン

GHSの共通基盤となるJISの整備

➤GHS情報伝達JISの統合改訂

○安全データシート(SDS)とラベルの二つに分かれているGHSに対応した情報伝達のJISを統合し、情報伝達の共通基盤となる新JISを策定。(3月26日官報公示)

現在のJIS

JIS Z7250 MSDSの内容及び項目の順序

- | | | |
|------------|---------------|-----------|
| 1 製品及び会社情報 | 7 取扱い及び保管上の注意 | 13 廃棄上の注意 |
| 2 危険有害性の要約 | 8 暴露防止及び保護措置 | 14 輸送上の注意 |
| 3 組成及び成分情報 | 9 物理的及び化学的性質 | 15 適用法令 |
| 4 応急措置 | 10 安定性及び反応性 | 16 その他の情報 |
| 5 火災時の措置 | 11 有害性情報 | |
| 6 漏出時の措置 | 12 環境影響情報 | |

JIS Z7251 GHSに基づく化学物質等の表示

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4
絵表示				
注意喚起語	危険	危険	危険	警告
危険有害性情報	飲み込むと生命に危険	飲み込むと生命に危険	飲み込むと有毒	飲み込むと有害

統合JIS

JIS Z7253: ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

- ・GHSに対応した情報伝達を進める法令(安衛法・化管法)の共通基盤となるJIS
- ・当該JISに従い情報伝達を行えば、安衛法・化管法に対応